

令和元年度実地指導・監査等の  
実施状況について  
(介護保険施設及び居住系サービス、  
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
令和2年3月

1

<目 次>

- 1.実地指導・監査等の実施状況について（共通） (P.3～10)
- 2.災害対策関連について (P.11～14)
- 3.実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）
  - ・ 人員・運営に関するもの (P.15～20)
  - ・ 処遇に関するもの (P.21～26)
- 4.実地指導・監査の結果について  
(※介護保険施設及び居住系サービス事業所)
  - ・ 人員・運営に関するもの (P.27～42)
  - ・ 報酬に関するもの (P.43～58)
  - ・ 処遇に関するもの (P.59～89)

※介護保険施設及び居住系サービス事業所は以下「介護施設等」と表記

## 1. 実地指導・監査等の実施状況について (香川県所管分：R2.3.1現在)

施設種別	対象施設数 (R2.3.1現在)	実地指導	随時確認 (監査等)	計
介護老人福祉施設	61	23	5	28
介護老人保健施設	34	19	1	20
介護療養型医療施設	11	3	0	3
介護医療院	2	0	0	0
短期入所生活介護（単独）	19	10	2	12
特定施設入居者生活介護	25	13	1	14
住宅型有料老人ホーム	46	19	2	21
サービス付き高齢者向け住宅	26	10	1	11
計	224	97	12	109

(注)上記は、介護保険施設及び居住系サービス事業所並びに有料老人ホーム等を対象に整理している。 3

## 1. 実地指導・監査等の実施状況について (高松市介護保険課所管分：R2.3.1現在)

施設種別	対象施設数 (R2.3.1現在)	実地指導	随時確認 (監査等)	計
介護老人福祉施設	28	10	3	13
介護老人保健施設	18	5	1	6
介護療養型医療施設	4	0	1	1
短期入所生活介護（単独）	28	8	5	13
短期入所療養介護（単独）	2	0	0	0
特定施設入居者生活介護	22	7	2	9
計	102	30	12	42

(注)上記の「介護老人福祉施設」の件数は、介護保険法に基づく実地指導。(高松市介護保険課の介護老人福祉施設に対する定期実地指導は、高松市長寿福祉課と合同で実施している。)

# 1. 実地指導・監査等の実施状況について (高松市長寿福祉課所管分：R2.3.1現在)

施設種別	対象施設数 (R2.3.1現在)	実地指導	随時確認 (監査等)	計
介護老人福祉施設	28	16	3	19
住宅型有料老人ホーム	54	34	3	37
サービス付き高齢者向け住宅	45	22	3	25
計	127	72	9	81

(注)上記の「介護老人福祉施設」の件数は、老人福祉法に基づき高松市長寿福祉課が行う定期監査の件数。介護保険法に基づく実地指導は上記とは別に高松市介護保険課が実施。(高松市介護保険課の介護老人福祉施設に対する定期実地指導は、高松市長寿福祉課と合同で実施している。)

5

## (参考) 通報・苦情・相談等について

[令和元年度 県受付分 (R2.3.1現在)]

○件数 **58件** (平成29年度実績28件、平成30年度実績49件)

・内容の内訳	施設の対応(金銭、説明 他)	21件
	運営について(就業時間 他)	11件
	入所者の処遇に関するもの	10件
	身体拘束・虐待	8件
	その他(制度、入所者トラブル 他)	8件
・施設の内訳	介護老人福祉施設	24件
	有料・サ高住	9件
	介護老人保健施設	9件
	軽費老人ホーム	5件
	その他(養護、短期、特定など)	11件

(注)上記は、県が所管する介護保険施設及び居住系サービス事業所並びに養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームなどを整理している。

6

## (参考) 通報・苦情・相談等について

〔令和元年度 高松市介護保険課受付分 (R2.3.1現在) 〕

○件 数 **68件** (平成29年度実績69件、平成30年度実績53件)

・内容の内訳	施設の対応 (事故対応他)	23件
	入所者の処遇に関するもの	8件
	職員による虐待	7件
	職員の対応 (言動、職員の質他)	6件
	その他	24件
・施設の内訳	介護老人福祉施設	19件
	有料・サ高住	15件
	特定施設	13件
	短期入所生活介護	14件
	その他 (養護、軽費など)	7件

(注)上記は、高松市介護保険課宛に相談等があったものを整理している。

7

## (参考) 通報・苦情・相談等について

〔令和元年度 高松市長寿福祉課受付分 (R2.3.1現在) 〕

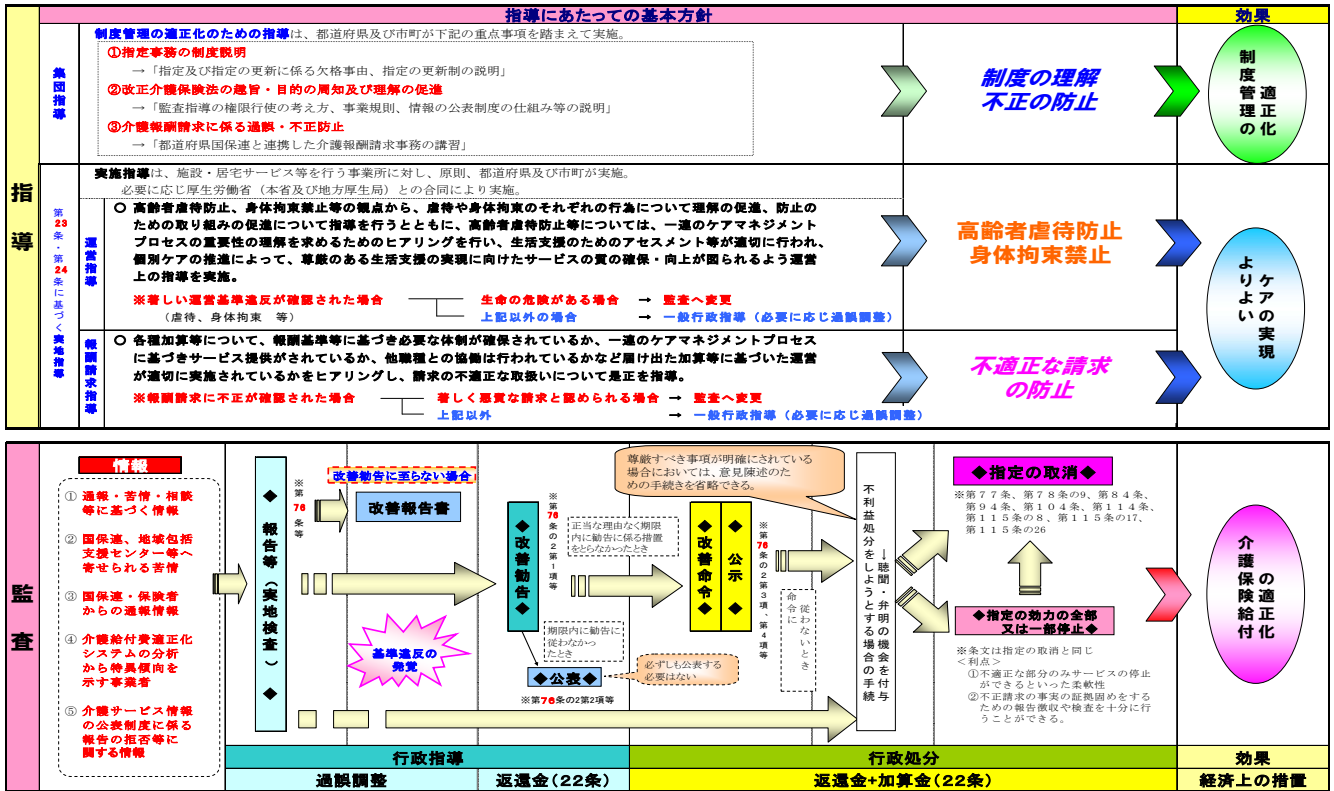
○件 数 **72件** (平成29年度実績48件、平成30年度実績52件)

・内容の内訳	入所者の処遇に関するもの	24件
	施設の対応 (事故対応他)	9件
	職員の対応 (言動、職員の質他)	8件
	職員による虐待	5件
	その他	25件
・施設の内訳	有料・サ高住	51件
	介護老人福祉施設	15件
	その他 (養護、軽費など)	6件

(注)上記は、高松市長寿福祉課宛に相談等があったものを整理している。

8

## 県・市町が実施する指導・監査について



※「介護保険施設の指導監査について」（平成18年10月28日老第10233001号厚生労働省老健局長通知）

## ＜参 考＞

- ・ 県有料指針 : 「香川県有料老人ホーム設置運営指導指針」
- ・ 県サ高住指針 : 「香川県サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」
- ・ 元青本 : 「介護報酬の解釈 1 単位数表編 令和元年10月版」
- ・ 30赤本 : 「介護報酬の解釈 2 指定基準編 平成30年4月版」
- ・ 30緑本 : 「介護報酬の解釈 3 QA・法令編 平成30年4月版」

・ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（厚生労働省 以下のHP参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kai go\\_koureisha/housyu/kaitei30.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai go_koureisha/housyu/kaitei30.html)

## 2.非常災害対策計画について 基本事項（1）

### （1）根拠

- 各施設・事業所種別の指定基準（省令）など
  - 厚生労働省が規定した制度

### （2）対象施設

- 介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所（訪問系を除く）
- 養護老人ホーム
- 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅も含む）
- 軽費老人ホーム
  - 避難確保計画と異なり、全ての施設が対象となっている点に要注意

11

## 2.非常災害対策計画について 基本事項（2）

### （3）義務

- 非常災害対策計画の作成
- 避難訓練の実施

・避難訓練の実施については、消防法及びその関係法令に基づいて実施すること

12

## 2.非常災害対策計画について 計画で定めるべき項目（1）

■ 非常災害対策計画には以下の項目を含むこと。

① 施設の立地条件	⑥ 避難経路
② 災害に関する情報の入手方法	⑦ 避難方法
③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認	⑧ 災害時の人員体制、指揮系統
④ 避難を開始する時期、判断基準	⑨ 関係機関との連絡体制
⑤ 避難場所	

13

## 2.非常災害対策計画について 計画で定めるべき項目（2）



みんなで支えあう介護保険制度  
**かがわ  
介護保険  
情報ネット**

お問い合わせ  
香川県長寿社会対策課

電話：施設サービスGr(832)3266 在宅サービスGr(832)3269 介護人材Gr(832)3267 保険者支援Gr(832)3270 地域包括ケア推進Gr(832)3271  
FAX：087-806-0206  
メール：choju@pref.kagawa.lg.jp

---

[トップ](#)
[香川県高齢者保健福祉計画](#)
[介護保険の実施状況](#)
[事業者支援情報](#)
[ケアマネジャー支援情報](#)
[介護員養成研修](#)

[福祉用具専門相談員](#)
[香川県介護サービス情報](#)
[介護サービス情報報告システム](#)
[介護職員による喀痰吸引等関係](#)

[介護保険事業者指定・更新等状況一覧](#)
[高齢者施設等の情報提供](#)
[その他](#)
[権利擁護](#)
[かがわの認知症高齢者支援サイト](#)

[同報システムメンバー登録](#)

[ホーム](#) > [子育て・健康・福祉](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護保険・高齢者福祉総合](#) > [かがわ介護保険情報ネット](#)

[トップ](#) > [事業者支援情報](#)

### 事業者支援情報

- ▶ リスクマネジメント
  - 感染症情報
  - 感染症対策マニュアル
  - 事故防止
  - **防災対策**
  - 禁煙
- ▶ 介護保険サービスの質の確保
  - 地域密着型サービスの評価
  - 第三者評価

14

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 人員・運営に関するもの(1)

#### (1) 届出(登録)事項等の変更について

##### 【有料老人ホーム】

- 届出事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。  
(老人福祉法 第29条第2項 参照)

##### 【サービス付き高齢者向け住宅】

- 届出内容及びサービス付き高齢者向け住宅情報提供システムに登録をしている内容に追加・修正等の変更があった場合は、変更があった日から三十日以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律 第9条 参照)

(指摘事項)

【有料】

- 家賃や食事代の変更をしていたが、変更届が未提出
- 重要事項説明書の内容に訂正や追記がある場合も変更届が必要

【サ高住】

- 登録事項のサービス内容が変更になっていたが、変更届が未提出

15

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 人員・運営に関するもの(2)

#### (2) 重要事項説明書

##### 【有料老人ホーム】

- 様式例に基づき作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないように必要な事項を実態に即して正確に記載すること。
  - 十分な説明をすること  
(県有料指針 12(4)) \* 県のホームページに様式あり

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/jigyosya/roujinhomes.html>

(指摘事項)

- 記入漏れや追加訂正が必要な個所があった。  
実態に即した内容を記入すること。

16



### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 人員・運営に関するもの(3)

#### (3) 管理規程

##### 【サービス付き高齢者向け住宅】

- 入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程等を設けること。  
(県サ高住指針 6(1)) \*県のホームページに参考例あり

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/koureisha/sa7.htm>

##### (補足事項)

- ◆平成27年7月改正の指針より追加になった項目である。

17

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 人員・運営に関するもの(4)

#### (4) 緊急時の対応(非常災害対策)

##### 【各施設共通】

- 職員、利用者の行動計画、避難場所、避難方法など、災害種別ごとに具体的な対応を明確にした行動マニュアルを作成又は見直しすること。  
(高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き参照)
- 非常災害対策について、迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立て、その概要を掲示するとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。  
(県有料指針 8(5)・県サ高住指針 6(5))
- あらかじめ消防機関に通報のうえ、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。  
(消防法施行規則 第3条第10項)

##### (指摘事項)

- 非常災害対策計画に必要な項目が網羅されていない。
- 消火訓練及び避難訓練が年2回行われていなかった。
- 避難経路図の掲示がなかった。

18

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 人員・運営に関するもの(5)

#### (5) 職員の研修

##### 【各施設共通】

- 採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。
- 特に、直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。
  - 研修項目例：感染症、認知症、虐待・身体拘束、事故防止など  
(県有料指針 7(2)・県サ高住指針 5(2))

##### (指摘事項)

- 研修はしているが、記録を残していない。
- 参加できなかった人にも回覧し閲覧の記録を残すこと。

##### (好事例)

- 年間計画を作成し、グループ内で研修を実施していた。

19

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 人員・運営に関するもの(6)

#### (6) 契約(権利金)

##### 【サービス付き高齢者向け住宅】

- 事業者が入居者から受け取ることができる金銭は、敷金・家賃・サービスの対価のみであり、権利金や礼金の受領は禁止されている。  
(高齢者の居住の安定確保に関する法律 第7条)
  - 敷引も権利金に該当するので注意すること。

20

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 処遇に関するもの(1)

#### (1) 高齢者虐待防止に関すること

##### 【各施設共通】

- 設置者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること
  - 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講じること  
(県有料指針 9(4)・県サ高住指針 8(4))

##### (指摘事項)

- 虐待防止の研修を実施すること

##### (好事例)

- 指針改正後、すぐに研修計画を見直し、身体拘束の研修を実施した

21

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 処遇に関するもの(2)

#### (2) 身体拘束等の適正化に関すること

##### 【各施設共通】

- 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録すること
- 身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を行うこと
  - 身体拘束等適正化対策検討委員会を三月に一回以上開催し、結果について介護職員その他従事者に周知徹底すること
  - 身体拘束等適正化の指針を整備すること
  - 身体拘束等適正化の研修を定期的実施すること  
(県有料指針 9(6)(7)・県サ高住指針 8(6)(7))

##### (指摘事項)

- 身体拘束等適正化の委員会・研修を実施すること
- 身体拘束等適正化の指針を整備すること

22

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 処遇に関するもの(3)

#### (3) 衛生管理等に関すること

##### 【各施設共通】

- 簡易専用水道の定期検査を1年以内ごとに1回実施すること
- 従業者に対し、感染症等予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施すること
- 施設における、感染症に関する指針を整備すること  
(水道法 第34条の二 第2項)  
(社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について8)  
(県有料指針 8(9)一・県サ高住指針 6(9)一)

##### (指摘事項)

- 感染症対策の研修を実施すること

23

### 3. 実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 処遇に関するもの(4)

#### (4) 事故発生時の対応について

##### 【各施設共通】

- 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県または中核市及び入所者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること
- 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと  
(県有料指針 12(8)(9)・県サ高住指針 10(7)(8))  
(事故報告マニュアル)

##### (指摘事項)

- 事故発生防止の研修を実施すること
- 事故報告書の提出(県・中核市)をすること(1報・2報)
- 敷地内・居室内での利用者単独の事故も報告すること

##### (好事例)

- 施設内で独自の基準を定め、細かい事例の記録を残している

24

### 3.実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 処遇に関するもの(5)

#### (5) サービス等

##### ①金銭管理

###### 【各施設共通】

- 事業者が金銭管理を行う場合については、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること  
(県有料指針 9(1)十・県サ高住指針 8(1)九)

###### (指摘事項)

- ・金銭管理を行う場合は、管理規程を定めること

##### ②「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年7月28日老振発第0728001号)」

###### 【各施設共通】

- 高齢者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為について医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とすること

25

### 3.実地指導・監査の結果について(有料・サ高住) 処遇に関するもの(6)

#### (6) 登録住宅の管理・運営(管理規定)

##### 【各施設共通】

- 入居者に供与した次のサービスの内容について記載した帳簿を作成し、2年間保存すること
  - 状況把握サービス
  - 生活相談サービス
  - 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス
  - 食事の提供に関するサービス
  - 調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス
  - 心身の健康の維持及び増進に関するサービス(市サ高住指針 6(3)ウ)

###### (指摘事項)

- サービス提供実施の記録がされていなかった

26

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（1）

### 1 従業員の員数に関するもの 【各施設共通】

#### （1）用語の定義

- ① **常勤換算方法**とは、当該事業所の従業者の**勤務延時間数**を当該事業所において**常勤**の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を**常勤**の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の**勤務延時間数**は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ時間であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の**勤務延時間数**には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなる。

27

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（2）

- ② **勤務延時間数**とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

28

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（3）

- ③ **常勤**とは、雇用形態にかかわらず、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている**常勤**の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達しているものであること。
- 育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。
  - 当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の時間数に達していれば、**常勤**の要件を満たすものであることとする。（例えば、特養の管理者と併設デイの管理者の兼務している者は、勤務時間の合計が所定の時間数であれば、**常勤**要件を満たす。）

29

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（4）

- ④ 前年度の平均値
- 人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の**利用者数等**は、**当該年度の前年度の平均値**を用いる。この場合、利用者数等の平均値は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。
  - 新設又は増床分のベッドに関しての利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。
  - 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とする。

30

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（5）

（参考）**常勤換算方法**での配置数が定められている職員

施設種別	常勤換算方法での配置数が定められている職員
短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員</li> <li>介護職員又は看護職員</li> </ul>
特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員</li> <li>看護職員又は介護職員</li> <li>看護職員</li> </ul>
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員又は看護職員</li> <li>看護職員</li> </ul>
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師</li> <li>看護職員又は介護職員</li> <li>支援相談員</li> <li>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</li> </ul>

31

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（6）

### （2）留意事項

- 非常勤職員の休暇や出張の時間は、**常勤換算**するときの**勤務延時間数**に含めない。
- **常勤**職員の休暇や出張の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤職員として勤務したものとする。（**勤務延時間数**に含めることができる。）
- **勤務延時間数**を計算するときの実労働時間に休憩時間は含まれないが、夜勤職員配置加算の延夜勤時間数を計算するときの夜勤時間数に休憩時間は含まれる。
  - 例えば、17時から9時までの夜勤（16時間拘束）で休憩時間が2時間の場合、
    - 勤務延時間数**を計算するときの実労働時間は14時間
    - 延夜勤時間数を計算するときの夜勤時間数は16時間 になる。

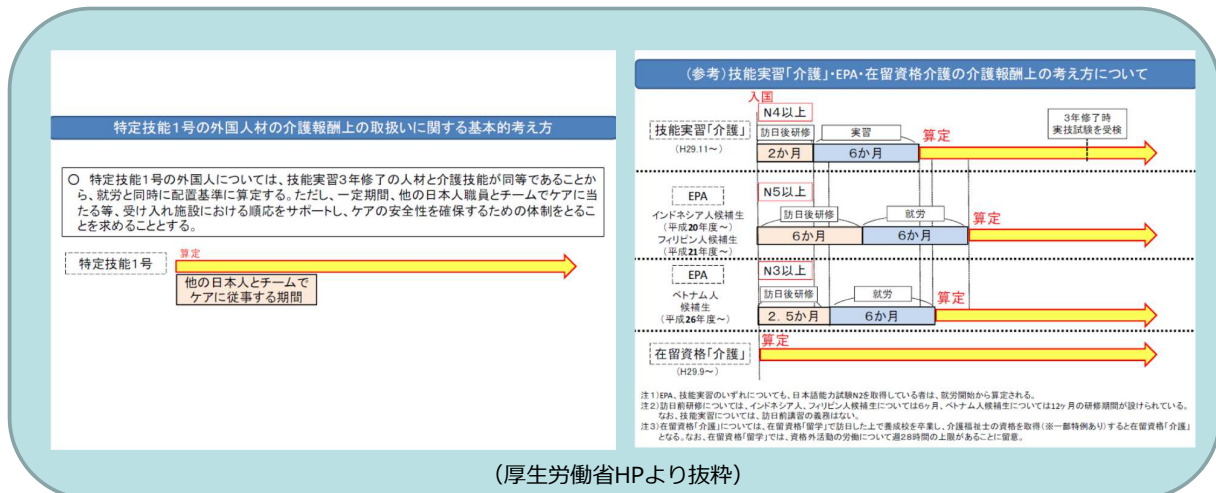
32



## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（7）

### ■ 外国人介護人材（EPA、技能実習、在留資格「介護」、特定技能）の配置基準上の取扱いについて

外国人介護人材の配置基準上の取扱いについては、関係通知等を参考に適切に算定すること。



33

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（8）

### （指摘事項）

- 生活相談員が常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置されていない。（特定施設入所者生活介護）
- 利用者の数が30を超える指定特定施設であるが、看護職員が常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置されていない。（特定施設入所者生活介護）
- 看護・介護職員が常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置されていない。（介護老人保健施設）
- 勤務延時間数に、非常勤職員の休暇等の時間が算入されている。（各施設共通）
- 常勤職員の休暇等について、期間が暦月で1月を超えているが勤務延時間数に算入されている。（各施設共通）

34

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（9）

### 2 職員の専従に関するもの

#### 【特別養護老人ホーム】

- 特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯においては、**生活相談員、介護職員及び看護職員は兼務しないこと**。（機能訓練指導員、介護支援専門員及び併設する短期入所生活介護事業所の同職との兼務は可能。）
  - 特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯以外については、勤務表で明確に区分した上で他の事業所や施設の職務に従事することは可能。

#### （指摘事項）

- 施設の看護職員が時間帯を明確に区分せずに、他の事業所の職務に従事している。

35

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（10）

### 3 勤務体制の確保等に関するもの

#### 【各施設共通】

- 勤務表は、施設ごと、月ごとに作成し、従業者の日々の勤務時間、**常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員の配置、管理者との兼務関係等**を明確にすること。
- 【ユニット型介護老人福祉施設・ユニット型短期入所生活介護】
- 昼間については、**ユニットごとに常時1人以上**の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ユニットごとに、**常勤のユニットリーダー**を配置すること。

#### （指摘事項）

- 看護職員と機能訓練指導員が兼務しているが、勤務表上、兼務関係が明確になっていない。
- 勤務表上、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員の配置が明確になっていない。

36

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（1）

### 1 内容及び手続きの説明及び同意に関するもの

【介護老人福祉施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護】

- 申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、**提供するサービスの第三者評価の実施状況**等の申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付すること。

### 2 運営規程に関するもの

【介護老人福祉施設】

- 運営規程に、**緊急時等における対応方法**を定めること。

37

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（2）

### 3 利用料等の受領に関するもの

【各施設共通】

- 利用料等の支払いを受ける際は、各費用を区分した領収証を添付すること。
- **その他の日常生活費**は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。**その他の日常生活費**のうち、身の回り品として日常生活に必要なもの（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）を施設がすべての入所者に対して一律に提供し、すべての入所者からその費用を画一的に徴収することは認められないものであること。

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（3）

### 4 掲示に関するもの

#### 【各施設共通】

- 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を施設（事業所）の見やすい場所に掲示すること。

39

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（4）

### 5 非常災害対策に関するもの

#### 【各施設共通】

- 非常災害対策計画は、火災・地震に関する計画に加え、それぞれの施設の属する立地条件等を考慮し、起こりうる災害に対して網羅的に対応できる計画とすること。
- 起こりうる災害の災害予測には、かがわ防災Webポータルサイトのかがわ防災GISのハザードマップを活用すると確認が容易となる。
- 避難訓練については、火災訓練だけでなく、水害、土砂災害を含む施設の属する地域の実情に応じた災害（起こりうる災害）に係る訓練を実施すること。

40

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（5）

■ 非常災害対策計画には以下の項目を含むこと。

① 施設の立地条件	⑥ 避難経路
② 災害に関する情報の入手方法	⑦ 避難方法
③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認	⑧ 災害時の人員体制、指揮系統
④ 避難を開始する時期、判断基準	⑨ 関係機関との連絡体制
⑤ 避難場所	

41

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（6）

6 県条例により本県独自に設けられた基準に関するもの

【香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例】

- （第4条 非常災害対策に関する具体的な概要の掲示）  
非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、**その概要を掲示**しなければならない。（非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法等）
- （第7条 記録の整備等）入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、その完結の日から**5年間保存**しなければならない。
- （第8条 業務の質の評価等）業務の一層の改善を図るため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めること。

42

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（1）

### （1）報酬・加算に関するもの

#### 【各施設共通】

#### ■ 身体拘束廃止未実施減算（元青本P808等 参照）

施設において、**身体拘束等の記録を行っていない**、身体的拘束の適正化のための対策を検討する**委員会を3月に1回以上開催していない**、身体的拘束適正化のための**指針を整備していない**又は身体的拘束適正化のための**定期的な研修を実施していない**事実が生じた場合に、入所者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### （指摘事項）

- ・身体的拘束等を行っていたにもかかわらず、記録を残していなかった。  
（施設側に身体拘束の認識がなかった）

43

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（2）

### ➤ 減算の期間（30緑本P197 参照）

施設において、身体拘束等の記録を行っていない等の事実が生じた場合、**速やかに改善計画を県知事等に提出した後**、事実が生じた月から**3月後に改善計画に基づく改善状況を県知事等に報告**することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算。

- （例）
- ・身体拘束の記録を行っていないかった日：令和元年5月10日～20日
  - ・記録を行っていないかったことを発見した日：令和元年7月2日
  - ・改善計画を県知事に提出した日：令和元年7月15日

→上記の場合、令和元年8月から最短で10月までの3か月間が減算対象。

#### （必要な手続き）

- ・令和元年 7月：実地指導の改善報告及び身体拘束に関する改善計画。  
加算の届出（身体拘束 減算型）
- ・令和元年10月：身体拘束に関する改善報告  
加算の届出（身体拘束 基本型）

44

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（3）

- 栄養マネジメント加算（元青本P768等 参照）
  - 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
  - 栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。

### （指摘事項）

- ・入所者の栄養状態の記録を定期的に行っていなかった。
- ・食形態、ケア内容等に変更が生じたにも関わらず計画の見直しを行っていなかった。

45

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（4）

- 療養食加算（元青本P778等 参照）
  - 利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供された場合に算定可能。
  - 当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要がある。
  - 腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいう。

### （指摘事項）

- ・減塩食療法の献立表に記載されている塩分量が6.0gを超えていた日についても、加算の対象となる療養食を提供したとして、当該加算を算定していた。

46

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（5）

- サービス提供体制強化加算（元青本P790等 参照）
  - 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

（指摘事項）

・事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が基準を満たしていなかったにも関わらず算定をしていた。

47

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（6）

【介護老人福祉施設・短期入所生活介護】

- 夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)（元青本P752等 参照）
    - 夜勤職員配置加算を算定するにあたっては、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が**最低基準を1以上上回っていること**が要件となるよう、必要な人員を満たすこと。
    - （補足）夜勤職員配置加算は、月ごとに(Ⅰ)～(Ⅳ)いずれかの加算を算定している場合、同一月においてはその他の加算は算定できない。喀痰吸引等ができる職員を配置できない日がある場合は、当該月においては、夜勤職員配置加算(Ⅲ)、(Ⅳ)ではなく(Ⅰ)、(Ⅱ)を算定することが望ましい。
- （平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6) 参照）

48



## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（7）

【介護老人福祉施設・短期入所生活介護】

- 夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ)（元青本P752等 参照）
  - ▶ 夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれか1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けていること。

（指摘事項）

- ・ 上記職員が配置されていない日も算定を行っていた。

49

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（8）

【介護老人福祉施設・短期入所生活介護・特定入居者生活介護】

- 生活機能向上連携加算（元青本P754等 参照）
  - ▶ 指定訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、理学療法士等）が、当該特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

（指摘事項）

- ・ 個別機能訓練計画を理学療法士等と共同ではなく、施設の介護支援専門員が単独で作成をしていた。

50

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（9）

【介護老人福祉施設・短期入所生活介護・特定入居者生活介護】

### ■ 個別機能訓練加算（元青本P756等 参照）

- 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うものであること。
- 当該加算は、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に算定すること。

（指摘事項）

- ・ 本人の体調不良や拒否等の理由ではなく、担当職員の業務多忙や施設行事など、事業者側の都合で実施できなかった日についても算定を行っていた。

51

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（10）

【介護老人福祉施設・特定入居者生活介護】

### ■ 看取り介護加算(Ⅰ)（元青本P781等 参照）

- 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

（指摘事項）

- ・ 入所の際に入所者や家族等に対して、看取りに関する指針の内容について説明及び同意を得ていなかった。
- ・ 看取りの指針の内容が現状と合っていないにも関わらず、必要な見直しを行っていなかった。

52

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（11）

### 【介護老人保健施設】

- ターミナルケア加算（元青本P816等 参照）
  - 当該加算の対象者は、次のいずれにも適合している入所者
    - ① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者
    - ② 入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること
    - ③ 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること

（指摘事項）

・ターミナルケアに係る計画が作成される前に算定を開始していた。

53

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（12）

### 【介護老人保健施設】

- 入所前後訪問指導加算（I）（元青本P824等 参照）
  - 入所期間が1月を超えると見込まれる入所予定者の入所予定日前30日から入所後7日までの間に、当該入所予定者が退所後生活する居宅を訪問して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療の方針の決定を行った場合に算定。

（指摘事項）

・居宅への退所を予定していない入所者から算定していた。  
・退所を目的とした施設サービス計画を作成していなかった。

54

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（13）

### 【介護老人保健施設】

#### ■ 所定疾患施設療養費(Ⅰ)（元青本P846等 参照）

- ▶ 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- ▶ 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- ▶ 当該加算の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

#### （指摘事項）

- ・前年度の実施状況を公表していなかった。
- ・带状疱疹の入所者において抗ウイルス剤の点滴注射を必要としない場合に算定をしていた。

55

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（14）

### 【介護老人福祉施設・介護老人保健施設】

#### ■ 褥瘡マネジメント加算（元青本P788等 参照）

原則として入所者全員を対象として入所者ごとに下記の要件を満たした場合に、入所者全員に対して算定できるものである。

イ 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に報告すること。

ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。

ニ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

56

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（15）

### 【短期入所生活介護・短期入所療養介護】

- 緊急短期入所受入加算（元青本P322ほか 参照）
  - 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる**変更前後の居宅サービス計画を保存**するなどして、適正な緊急利用に努めること。

#### （指摘事項）

- ・ 緊急利用した者の利用の理由、期間等の記録がなかった。
- ・ 緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画が施設において保管されていなかった。

57

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（16）

### 【参考】

- かがわ介護保険情報ネット－事業者支援情報－様式集－介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
… 「加算等の届出」
  
- かがわ介護保険情報ネット－事業者支援情報－自己点検シート（各種加算等）  
… 「自主点検及び実地指導資料」

※かがわ介護保険情報ネット

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml>

58

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（1）

### （1）入退所に関すること

【介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院】

#### 1. 優先入所について

- 入所を待っている申込者がいる場合には、**介護の必要の程度及び家族等の状況**を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける**必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所**させるよう努めなければならない。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、**透明性及び公平性**が求められる。

※参考「香川県指定介護老人福祉施設等優先入所指針」（平成29年6月21日改正）

#### （指摘事項）

施設として検討を行っておらず（生活相談員の独断等）、また記録等もないため、透明性及び公平性の確保が不十分である。

59

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（2）

### 2. 特例入所について

【介護老人福祉施設】

- **平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1・2に変更になった場合**、特例入所の要件に該当すると認められる方は特例的に指定介護老人福祉施設への入所が認められるが、**要件に該当しない方は退所となる。**

※参考「全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A」（10月22日版）

「全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A」（3月12日版）

#### （指摘事項）

入所後、要介護1・2に変更になったにも関わらず、特例入所の要件に該当するか否かの検討を行っていなかった。また入所時に誤った説明をしていた。

60

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（3）

- 特例入所の要件に該当することの判断に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。
  - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、**認知症高齢者の日常生活自立度が原則としてⅢ以上**であること。
  - ② **知的障害・精神障害等**を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
  - ③ **家族等による深刻な虐待が疑われること等**により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
  - ④ **単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等**により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

61

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（4）

### （2）身体的拘束に関すること

【各施設共通】

- 入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。**

（指摘事項）

緊急やむを得ない場合に該当しないが、身体的拘束を行っていた。  
⇒高齢者虐待に該当

62

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（5）

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成30年3月厚生労働省老健局）より抜粋

身体拘束は、**原則として高齢者虐待に該当する行為**と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「**緊急やむを得ない場合**」とされているものについては、**例外的に高齢者虐待にも該当しない**と考えられます。

※「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（**すべて満たすことが必要**）

- **切迫性**：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- **非代替性**：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- **一時性**：身体拘束は一時的なものであること

63

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（6）

- 身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**しなければならない。

- 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院については、医師が診療録に記載しなければならない。

（指摘事項）

身体的拘束を行っているにもかかわらず、記録を一切していなかった。⇒減算に該当

64



## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（7）

### ■ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- ▶ 指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。  
（30赤本P667等 参照）
- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

65

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（8）

### （3）施設サービス計画に関すること

- ▶ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準より抜粋

#### （基本方針）

第一条の二 指定介護老人福祉施設は、**施設サービス計画に基づき**、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

66

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（9）

【介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院】

### 1. 施設サービス計画原案の作成について

- 施設サービス計画には、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定すること。
- **長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込むこと。**

（指摘事項）

- 事例1：全員に対して長期目標を1年、短期目標も1年としている。  
⇒短期目標は、段階的に長期目標を達成するための期間とすること。
- 事例2：全員に対して長期目標を2年、短期目標を6か月としている。  
（以前は短期目標3か月としていたが、ケアマネが1人になり仕事が間に合っていないため。）  
⇒業務の都合ではなく、入所者にとって適切と判断した期間設定を行うこと。

67

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（10）

### 2. 説明、同意、交付について

- 施設サービス計画の原案の内容について**入所者又はその家族に対して説明**し、文書により**入所者の同意**を得なければならない。
- 施設サービス計画を**入所者に交付**しなければならない。

（指摘事項）

説明し理解することが可能な入所者、署名できる入所者がいるにもかかわらず、入所者全員の説明、同意、交付について、本人には行わず家族にのみ行っていた。⇒可能な場合には、本人にも説明、同意、交付等を行うこと。

68

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（11）

### 3. 施設サービス計画の変更について

- 施設サービス計画の実施状況の把握を行い、**必要に応じて施設サービス計画の変更**を行うものとする。

（指摘事項）

管理不十分により、施設サービス計画の変更が遅れてしまった。

（例） 8月1日 計画開始日

8月9日 サービス担当者会議の開催

本人及び家族への説明、同意、交付

69

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（12）

【短期入所生活介護、短期入所療養介護】

### 4. 短期入所生活（療養）介護計画について

- 短期入所生活（療養）介護事業所の管理者は、**相当期間以上**にわたり継続して入所することが予定されている利用者については・・・（省略）・・・**短期入所生活（療養）介護計画を作成しなければならない。**

- 「相当期間以上」とは、**概ね4日以上連続して利用する場合**を指すこととする。

（指摘事項）

相当期間以上の短期入所利用者が複数名いるが、計画を作成していなかった。

70

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（13）

### （4）感染症対策に関すること

【各施設共通】

#### 1. 集団感染時の対応について

- 「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこと。  
（30赤本P1134等 参照）

71

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（14）

- 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日）（厚生労働省告示第268号）より抜粋

養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合
- 同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

（指摘事項）

感染症が10名以上発生しているにもかかわらず、保健所等への報告をしていなかった。

72

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（15）

- 「平成26年1月31日25長寿第52888号香川県健康福祉部長寿社会対策課長通知」より抜粋

同一の感染症などによる患者等が、10名以上又は全利用者の半数以上発症した場合であって、**最初の患者等が発症してからの累積の人数**で報告いただくよう求めています。

（指摘事項）  
指針及びマニュアル内に「累積の人数ではない」と記載している。

73

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（16）

### 2. 衛生管理について（レジオネラ症対策）

- 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（令和元年12月17日改正）
- 「香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱」（平成21年2月16日改正）※今後、改正予定

#### □ 水質検査の頻度

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ① 原水（温泉水等）を使用している     | - 年1回以上 |
| ② 塩素消毒をし、毎日完全換水している   | - 年1回以上 |
| ③ 塩素消毒をし、毎日完全換水をしていない | - 年2回以上 |
| ④ 塩素消毒をしていない          | - 年4回以上 |

□ 上記の結果、水質基準に適合しないときは、直ちに県に報告すること

□ 残留塩素濃度は通常**0.4mg/ℓ程度**に保つこと

□ 貯湯槽の湯温は60℃以上に保つこと

□ 貯湯槽は定期的に清掃及び消毒を行うこと

□ 集毛器は毎日清掃すること

□ 衛生措置に関する点検結果は3年間保管すること

74

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（17）

### （指摘事項）

- 水質検査を必要な回数実施していない。（※水質検査については、循環式浴槽でなくても、貯湯槽が設置されていれば必要となる。）
- 水質検査でレジオネラ菌の検出があったにもかかわらず、県へ報告していない。
- 残留塩素濃度が低い（0.1mg/ℓ）、もしくは高い（1.5～2.0mg/ℓ）
- 貯湯槽の湯温が低い（52℃等）
- 貯湯槽の清掃及び消毒をしたことがない
- 集毛器の清掃を毎日行っていない
- 衛生措置に関する点検結果が保管されていない

75

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（18）

### 2. 新型コロナウイルス感染症について

- 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて、以下のホームページ等で最新の情報や留意事項等を提供している。各施設等においては、引き続き感染防止対策を徹底していただきたい。

### （参考）

- かがわ介護保険情報ネット

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/jigyosya/risk\\_management.shtml](https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/jigyosya/risk_management.shtml)

- 香川県感染症情報

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kansenshoujouhou/kansen/sr5cfn200127213457.shtml>

- 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

76

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（19）

### （5）事故報告に関すること

- 事故発生の防止のための**指針**を整備すること。
  - 盛り込むこととする項目が示されている。  
（委員会、職員研修、入所者等に対する閲覧等）  
(30赤本P681等 参照)
  
- 事故等が発生した場合は、**当該事実が報告され、その改善策を従業者に周知徹底する体制**を整備すること。
  - 事故報告書やヒヤリハット報告書の提出だけでなく、改善策等を職員へ周知徹底すること。

77

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（20）

- 事故発生の防止のための**委員会・研修**を定期的に行うこと。
  - **年2回以上及び新規採用時**には必ず実施すること。

(指摘事項)

- ・ 指針に盛り込むこととする項目が不足している。  
(特に閲覧に関する項目)
  
- ・ 委員会や研修を定期的に行っていない。

78

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（21）

- サービスの提供により事故が発生した場合は、**速やかに市町村、入所者の家族等**に連絡を行うこと。
- 事故発生時の報告マニュアル（県）、事故の報告に関する事務取扱要領（高松市）に基づき、適切に市町村に報告すること。（事業所の住所地と利用者の保険者が異なる場合は、**双方に報告すること**）

（県の報告マニュアルから抜粋）

（事業者が事故報告を行う範囲）

（1） サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

※けが等とは、発生の原因にかかわらず、骨折、打撲、出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤投薬等で医療機関を受診し、治療または入院したものを原則とする。

（指摘事項）

- ・市町への報告が必要な事故が発生しているが、報告していない。

79

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（22）

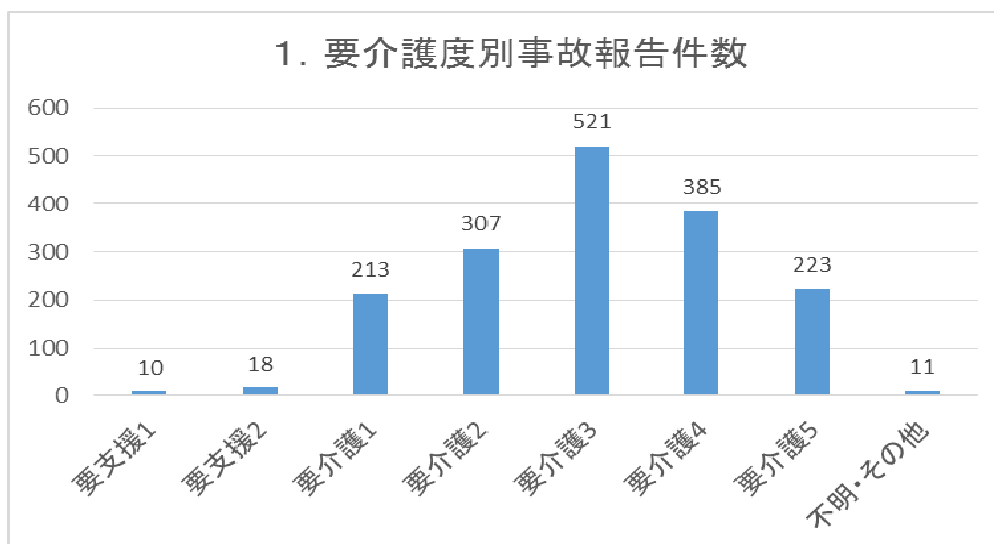
### ■ 平成30年度事故報告の取りまとめ結果

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

介護保険施設及び施設・居住系サービスの報告件数は計1,688件。

以下内訳を掲載。

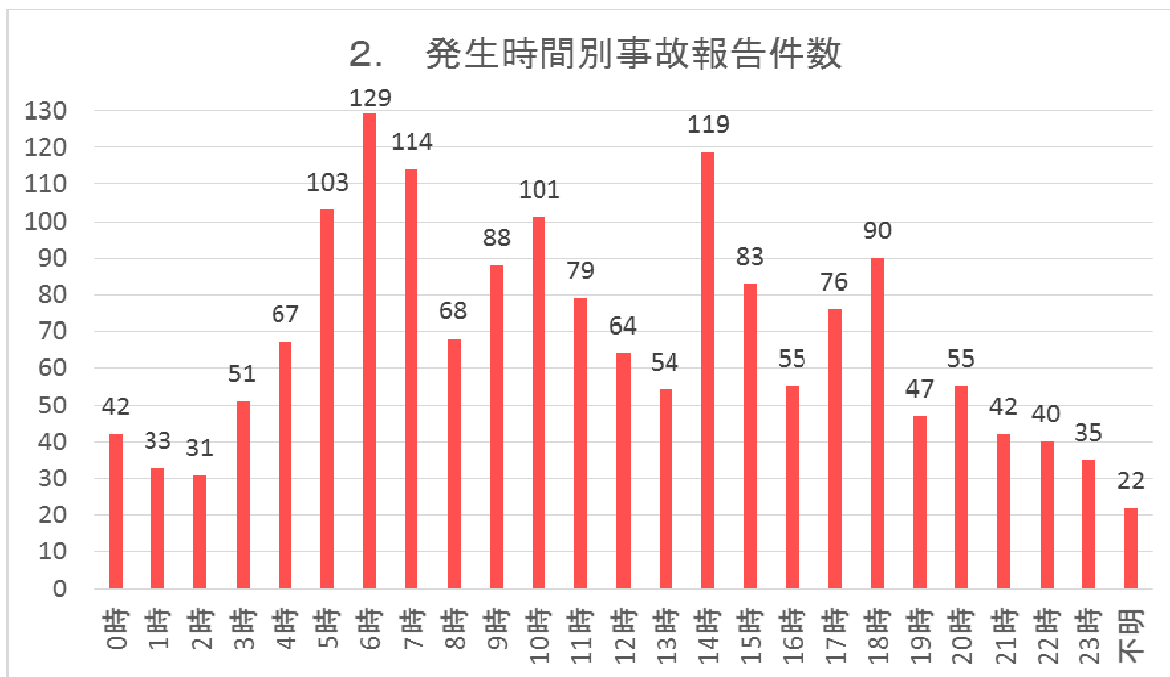
（※居住系サービス＝短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護）



80

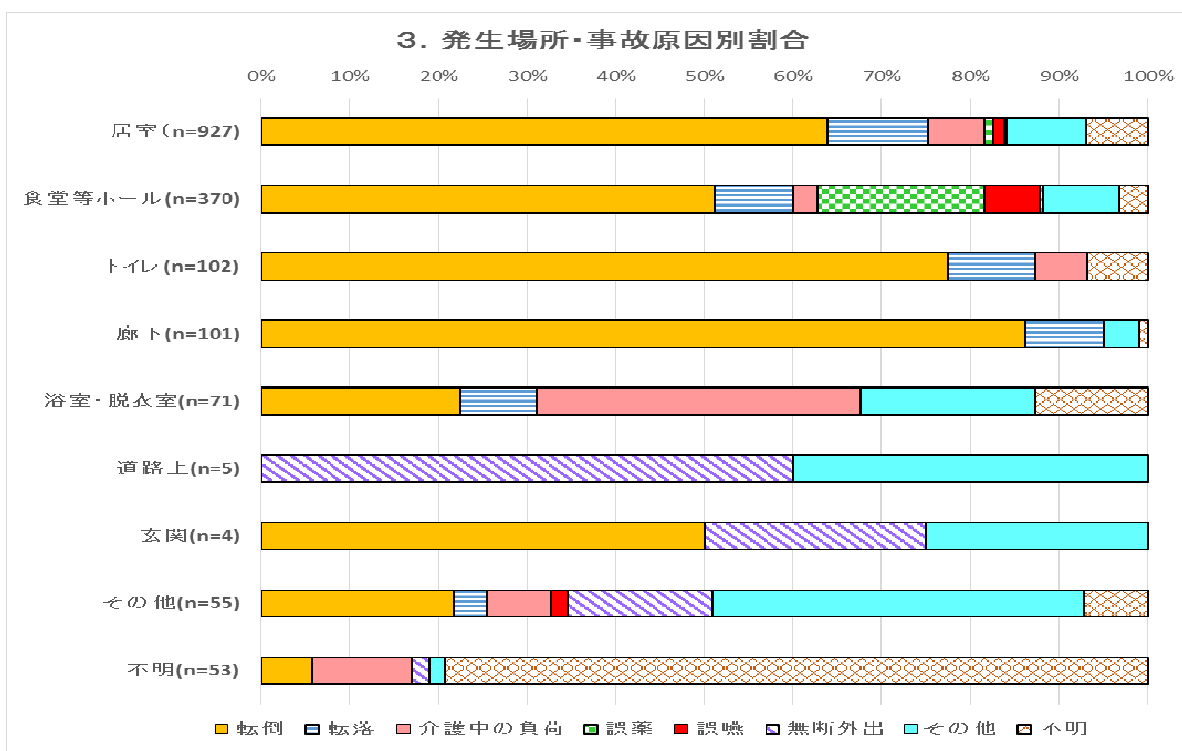


## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（23）

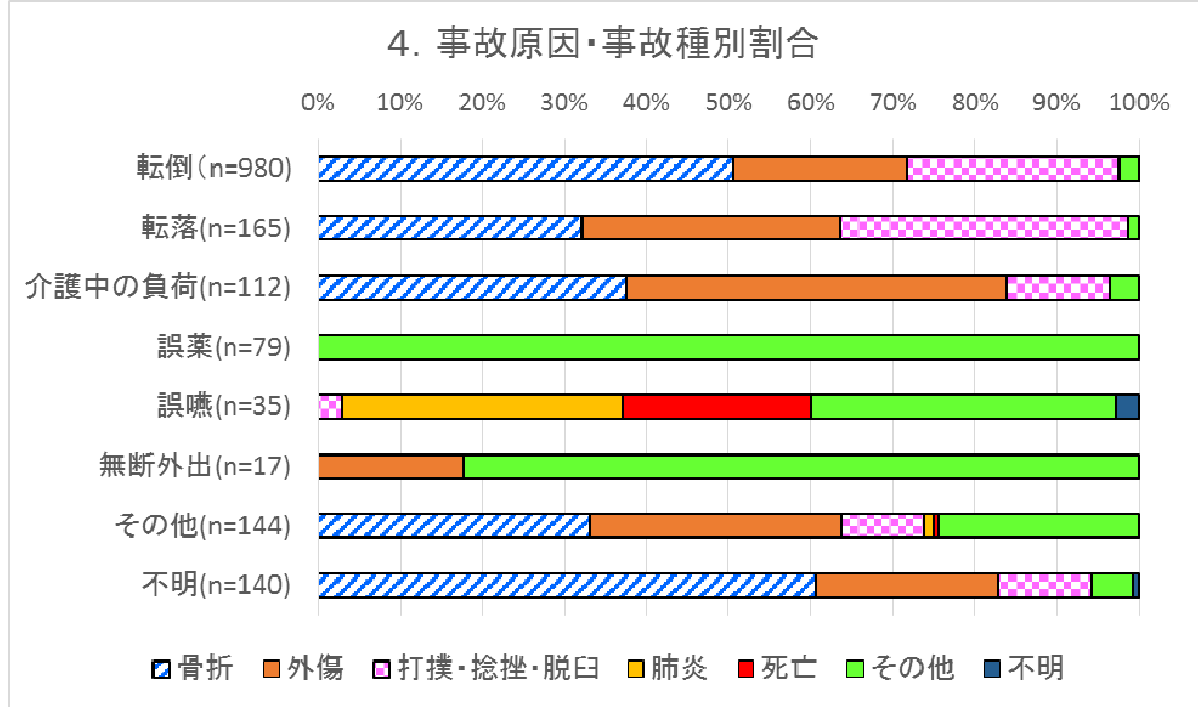


81

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（24）



## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（25）



83

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（26）

### （6）医行為（医薬品の使用介助）に関すること

- 介護職員等が服薬介助を行う場合は、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月28日）」を参照すること。

（30赤本P1136 参照）

患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師、看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ患者ごとに区分し授与された医薬品について・・・医薬品の使用を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること。
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。
- ③ 内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと。

84

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（27）

- 病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、**医行為であるとされる場合もあり得る。**
- 福祉施設等においては、**看護職員によって実施されることが望ましく**、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。
- 実施者に対して一定の**研修や訓練**が行われることが望ましい。

### （指摘事項）

- ・ 事前に本人又は家族から依頼があったことが確認できない。
- ・ 3条件の確認者が、生活相談員や介護福祉士であった。
- ・ 確認者の記載がない。

85

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（28）

### （7）サービスの提供の記録に関すること

- 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、**被保険者証に記載すること。**

### （指摘事項）

- ・ 入退所の記載漏れがある。
- ・ 退所については、記載していない。

86

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（29）

### （8）職員研修に関すること

#### ■ 県の条例において規定

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例  
(基準条例第52号 第6条)

社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業員の資質の向上のために、**毎年具体的な研修計画を作成**し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、**当該研修の結果を記録**するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

#### (指摘事項)

- ・ 必要な回数を研修計画に位置付けていない。
- ・ 研修記録が残っていない

87

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（30）

### （9）サービス（業務）の質の評価に関すること

- 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- 業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部による評価を受けるよう努めること。（県・市条例第8条）

#### (指摘事項)

- ・ 施設が**自らサービスの質の評価**を行っていない。
- ・ 定期的に**外部の者による評価**を受けていない。
- ・ サービスの質の評価や外部の者による評価について**記録**として残していない。

88

## 4. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 処遇に関するもの（31）

### （10）苦情処理に関すること

- 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じること。
- 措置の概要をサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、**施設に掲示**すること。
- 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を**記録**すること。
- 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であると認識し、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。

（指摘事項）

- ・ 苦情を受け付けたにも関わらず、苦情の内容等を記録していない。
- ・ 苦情処理体制、受付窓口について掲示していない。